

○多治見市公共施設予約システムの運用等に関する規則

平成 24 年 3 月 30 日規則第 45 号

多治見市公共施設予約システムの運用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市公共施設予約システム(公共施設の利用に係る事務を一定 の手順に従って自動的に処理する電子情報システム(以下「予約システム」という。)) の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 予約システムの利用の対象となる公共施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げる施設とする。

- (1) 多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例(平成 23 年条例第 30 号)第2条に規定する施設
- (2) 多治見市笠原消防会館の設置及び管理に関する条例(平成 17 年条例第 59 号)第2条に規定する施設
- (3) 多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例(平成4年条例第 43 号)第2条に規定する施設(大ホール、イベントプラザ及び主催者事務室を除く。)
- (4) 多治見市都市公園条例(昭和 44 年条例第 23 号)第2条第2項第2号に規定する多治見墓地公園以外の有料公園施設(多治見市星ヶ台競技場及び多治見墓地公園を除く。)
- (5) 多治見市学習館の設置及び管理に関する条例(平成8年条例第 36 号)第2条に規定する施設(多目的ホール及び陶芸室を除く。)
- (6) 多治見市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和 56 年条例第7号)第2条に規定する施設(笠原中央公民館のホール及び同館1階楽屋を除く。)
- (7) 多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和 55 年条例第 32 号)第2条に規定する施設(別表第1 1 ホール・展示室等の表に掲げる施設を除く。)
- (8) 多治見市体育館の設置及び管理に関する条例(昭和 60 年条例第2号)第2条に規定する施設
- (9) 多治見市運動場の設置及び管理に関する条例(昭和 57 年条例第7号)第2条に規定する施設

(利用者登録の資格)

第3条 予約システムに利用登録をすることができる者は、個人にあっては満 15 歳以上の者(中学生を除く。以下同じ。)とし、団体にあってはその代表者が満 15 歳以上の者であるものとする。

(利用者登録の申請)

第4条 予約システムを利用しようとする者は、多治見市公共施設予約システム利用者登録申請書(別記様式第1号。以下「登録申請書」という。)により、あらかじめ市長に申請し、予約システムの利用に係る登録を受けなければならない。この場合において、登録を受けようとする者が団体の場合は、当該団体の構成員名簿を添付しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請の際に本人であることを証する書類として次の各号のいずれかの書類を提示しなければならない。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) 健康保険証
- (4) 学生証
- (5) その他これらに類するものとして市長が認める書類

(利用者登録等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、予約システムの利用者として登録し、多治見市公共施設予約システム利用者登録カード(別記様式第2号。以下「利用者カード」という。)を交付するものとする。

(登録の変更又は取消し)

第6条 前条の規定により利用者カードの登録をされた者(以下「登録者」という。)は、登録した事項に変更(構成員

の変更を除く。)があったとき、又はその登録を取り消そうとするときは、登録申請書に利用者カードを添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 5年以上予約システムの利用がないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用者の登録を受けたとき。
- (3) 登録者がこの規則の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が登録を抹消することが適当と認めたとき。

2 前項の規定により登録を抹消された者は、直ちに利用者カードを市長に返還しなければならない。

(利用者カードの紛失の届出等)

第8条 登録者は、利用者カードを紛失し、又は破損等により使用できなくなったときは、多治見市公共施設予約システム利用者カード再交付申請書(別記様式第3号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用者カード再交付の申請)

第9条 前条の届出をした者が利用者カードの再交付を受けようとするときは、多治見市公共施設予約システム利用者カード再交付申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、利用者カードを再交付するものとする。

(利用者カードの譲渡等の禁止)

第10条 登録者は、利用者カードを他人に譲渡し、又は使用させてはならない。

(パスワードの登録等)

第11条 登録者は、予約システムによりパスワードを登録しなければならない。

- 2 登録者は、パスワードを定期的に変更しなければならない。
- 3 登録者は、パスワードの管理に際しては、十分な注意を払わなければならない。

(使用許可の申請等)

第12条 対象施設を使用しようとする登録者(以下「申請者」という。)は、予約システムに当該登録者のID及びパスワードを入力することにより、使用しようとする対象施設の使用の申請をすることができる。

2 前項の規定による申請は、対象施設に係る条例に定める使用の申請とみなす。

(利用期間)

第13条 予約システムを利用することができる期間は、対象施設の使用の申請ができる日の午前10時から別表第1に掲げる期日までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この期間によらないことができる。

(申請の取消し)

第14条 申請者は、使用の申請を取り消そうとするときは、速やかに予約システムにより、申請の取消しを行わなければならない。

2 前項の取消しは、別表第2に掲げる期限までに行わなければならない。

3 第1項の規定による取消しは、対象施設に係る規則に定める取消しの申請及び使用料の還付の請求とみなす。

(申請件数の制限)

第15条 市長は、必要と認めるきは、予約システムによる使用の申請件数を制限することができる。

(使用料の納入)

第16条 対象施設に係る規則の規定により、使用の許可を受けたときは、申請した日から14日以内(使用日が14日目に当たるときは、使用前まで)に当該使用の許可に係る使用料を納入しなければならない。ただし、申請日の翌日から使用日までの期間が14日に満たないときは、使用前までに納入しなければならない。

2 前項の規定による納入期限については、多治見市の休日定める条例(平成元年条例第31号)第2条本文の規定は適用しない。

3 第1項に定める納入期限までに使用料の納入がない場合は、使用の許可を取り消すものとする。この場合において、当該取消処分は、多治見市行政手続条例(平成9年条例第1号)第13条第2項第5号に該当するものとする。

(禁止行為)

第17条 予約システムを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 予約システムを施設の使用の申請以外の目的で利用すること。
- (2) 予約システムに対し、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第3条に規定する不正アクセス行為をいう。)をすること。
- (3) 予約システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

(利用の制限)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に対し予約システムの利用を停止することができる。

- (1) 相当の期間経過後も使用料を納入しないとき。
- (2) 不正な方法により予約システムを利用したとき。
- (3) この規則又は対象施設の管理について規定する条例、規則等の規定に違反したとき。

(読替え)

第19条 対象施設が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項に規定する利用料金によるものである場合は、第12条から第18条まで並びに別表第1及び別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用日」とあるのは「利用日」と、「使用前」とあるのは「利用前」と読み替えて適用するものとする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、予約システムの運用等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 予約システムの利用の登録の申請、登録、利用者カードの交付等この規則の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1(第13条関係)

施設の名称	期日
第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに規定する施設	使用日
第2条第1項第4号、第8号及び第9号に規定する施設	使用日の2日前

別表第2(第14条関係)

施設の名称	期日
第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する施設	使用日の前日
第2条第1項第4号、第8号及び第9号に規定する施設	使用日の2日前
第2条第1項第3号及び第7号に規定する施設	使用日の7日前
第2条第1項第4号、第8号及び第9号に規定する施設	使用日の5日前

別記様式第1号

(第4条、第6条、第7条関係)

(表)

多治見市公共施設予約システム利用者登録申請書兼変更・取消届

年 月 日

(宛て先) 多治見市長

利用者登録を申請します。

次のとおり

登録事項の変更、登録の取消しについて届け出ます。

区 分	新規	変更	取消し
利用区分	個人	団体	
団体人数			
(ふりがな) 氏名又は団体名			
(ふりがな) 代表者名			
郵便番号	〒		
(ふりがな) 住 所			
電話番号			
F A X 番号			
メールアドレス			
※代表者以外の連絡先	(ふりがな) 氏名又は団体名		
	郵便番号	〒	
	(ふりがな) 住 所		
	電話番号		
	F A X 番号		
	メールアドレス		

※窓口記	利用							
	ID							

(裏)

団体構成員名簿

	氏 名		氏 名
1		31	
2		32	
3		33	
4		34	
5		35	
6		36	
7		37	
8		38	
9		39	
10		40	
11		41	
12		42	
13		43	
14		44	
15		45	
16		46	
17		47	
18		48	
19		49	
20		50	
21		51	
22		52	
23		53	
24		54	
25		55	
26		56	
27		57	
28		58	
29		59	
30		60	

別記様式第2号

(第5条、第6条、第8条、第9条、第 10 条関係)

(表面)

多治見市公共施設予約システム 利用者カード

利用者 I D :

(裏面)

注意事項

別記様式第3号
(第8条、第9条関係)

多治見市公共施設予約システム利用者カード紛失等届兼再交付申請書		
年 月 日		
(宛て先) 多治見市長		
・多治見市公共施設予約システム利用者登録カードを紛失、破損等しましたので、届け出ます。		
・ ☐ 利用者カードの再交付を申請します。		
※再交付を申請する場合は、チェックマークを付けてください。		
利用区分	個人 団体	
(ふりがな) 氏名又は団体名		
(ふりがな) 代表者名		
郵便番号	〒	
(ふりがな) 住 所		
電話番号		
F A X 番号		
メールアドレス		
従前の利用者 I D		
※破損等の場合は、利用者カードを添付してください。		
※ 窓 口 記 入 欄	新利用者 I D	
	本人確認方法	運転免許証 ・ 保険証 ・ パスポート ・ 学生証 その他 ()